

1. 件名：検査制度見直しに関する日本原燃株式会社等との面談

2. 日時：令和元年11月29日（金）10：50～13：20

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室C

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課

検査評価室 笠川室長補佐、滝吉室長補佐

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官、北村主任監視指導官、関主任監視指導官

日本原燃株式会社 安全・品質本部 部長 他4名

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 次長 他1名

三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 副部長

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 環境安全部 副部長

公益財団法人核物質管理センター 安全管理室長

日本核燃料開発株式会社 安全管理グループ 主任技師

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、配布資料（1）に基づき、核燃料施設等に係る検査指摘事項の取扱いに係る意見及び再処理施設の軽微事例案について説明があり、原子力規制庁と日本原燃とで意見交換を行った。原子力規制庁から、パフォーマンス欠陥とは事象が発生した結果ではなく、事象が発生した直接的な原因であることを説明し、日本原燃と認識を共有したほか、提示のあった軽微事例案それぞれについての評価案について共有した。また、原子力規制庁から、過去の事例を参考に検査気付き事項のスクリーニングガイドにおける軽微事例集を充実させていく予定であることを説明した。

(2) 核燃料施設等の検査指摘事項の評価方法について、原子力規制庁から、日本原燃の説明資料においては、重大事故の規制要求の有無によって原子力施設安全の評価を区分するものとなっているが、規制要求がない施設であっても何らかの評価を行う必要があることを考えている旨伝えた。

(3) 現在、原子力規制庁において、検査気付き事項のスクリーニングガイドの添付1「監視領域（小分類）の目的と属性」の核燃料施設版を整備しており、案ができた段階で再度意見交換を実施していくことを伝えた。

6. 配布資料

- (1) 核燃料施設等に係る検査指摘事項の取扱いに係る意見および再処理施設の軽微事例案について（日本原燃資料）